



## 建設工事請負契約書

1. 工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
2. 工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
3. 工事期間	自 平成25年7月18日 至 平成25年12月20日		
4. 請負金額	(内消費税及び 地方消費税の額 ￥3,990,000—)		
5. 契約保証金	金 8,379,000 円 担保	<input checked="" type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) ・履行保証保険 ・随意契約の免除に該当 ・( )	
6. 支払条件	前払金 33,500,000円以内。	部分払 ----回、 および竣工払。	
7. 解体工事に 要する費用等	当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。 尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。		

上記の工事について、発注者大東市（以下「発注者」という。）と、

受注者 株式会社植田建設

（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年7月17日

発注者 住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号  
大阪府大東市

印

受注者 住所 大阪府大東市大字龍間996番地  
名称 株式会社植田建設  
代表者 代表取締役 植田 直子



(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を順守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この約款の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合には、受注者は発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付  
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は請負代金の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申し出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。）ただし、当該工事が同条第3項に規定するものである場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、当該工事が同条第4項に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

（3）専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。  
（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を

明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと推定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 10 日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立ち会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 発注者が受注者に支給する工事材料（「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡に当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該

支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、引き渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の意見を聞くことができない場合は、受注者の意見を聞くことを要さず発注者が定めることができる。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する経費は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 工事現場の現状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
発注者が行う

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者が協議して発注者が行う

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
  - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは発注者と受注者とが協議の上、必要な費用の負担を決定するものとする。

#### (受注者の請求による工期の延長)

- 第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (工期の変更方法)

- 第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聽いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聽いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内に賃金水準又は物価水準の著しい変動により請負代金額が著しく不適当となったと認めたときは、相手方と協議の上、請負代金額の変更をすることができる。

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者とが協議の上、負担者及び負担額を決定する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い受注者の業務上要求される注意義務をもってしても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めるものにあっては、当該基準を超えるも

のに限る。) 発注者と受注者いずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議

開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引き渡し)

第31条 受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならぬ。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4（限度額を設定している場合にはその限度額）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2（限度額を設定している場合にはその限度額）から受領済みの前払い金額を差し引いた額に相当する額の範囲内

で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の 10 分の 2 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 35 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、前払い金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具等の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保険料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第 37 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料等の確認を発注者に請求しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
  - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、

発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額=第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引き渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引き渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)  
(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第41条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合は2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を

び額とに部負代受たと求第支部面きよをへ工こを

行うことのできる期間は 10 年とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引き渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかるらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第 1 項のかしにより滅失又はき損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 42 条 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、第 32 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 43 条 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引き渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債権
- (3) かし担保債権（受注者が施工した出来形部分のかしに係るもの）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害保証債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者（受注者が協同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 47 条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の出来高部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 45 条又は前条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 44 条の規定によるときは発注者が定め、第 45 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見

を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。ただし、受注者の意見を聞くことができない場合は、受注者の意見を聞くことを要さず、発注者が定めることができる。

(火災保険等)

第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときには、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第51条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日

から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定める。



## 起案用紙

(供覧)

年 度	会 計	所 属 課	事 業	簿 冊 名	保 存 区 分
2 5	0 1	0 2 0 4	5 0	4 0 5	永. (10) 5. 3. 1

起 案	平成 25 年 7 月 17 日	文 書 番 号	大 東 契 第 25035. 号
決 裁	平成 25 年 7 月 17 日	発 信 者 名	大 東 市 長
施 行 (発送)	平成 25 年 7 月 17 日	あ て 先	(株)植田建設

件 名

工事請負契約の締結について(問い合わせ)

市長 	副市長 		決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査  主文任書 
総務 部長 	総括次長 	課長 	上席主査  起案者 筒井 亮次 (内線 2245 )
(合議) 部長 	課長 	上席主査 	

工 事 名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

工 事 場 所 大東市 赤井3丁目 他地内

上記業務について、別紙契約書案により工事請負契約を締結してよろしいか。

記

1. 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とする。

大 東 市

2. 請負代金額 ₩ 83,790,000— (消費税及び地方消費税含む)

3. 請負業者名 株式会社 植田建設

4. 契約保証金  履行保証保険

履行保証保険

前払金保証事業会社の保証

5

( )

10

15

20

RC

RC

## 随意契約理由書

平成 25 年 6 月 25 日執行予定であった本案件の入札において、辞退等により参加者が 3 者に満たなくなり入札を中止、再度の入札を平成 25 年 7 月 11 日に執行したが、辞退および無効な入札等により落札者なしという結果となった。

業務の開始が迫っていることから再度の競争入札に付していは契約の目的を達成することができないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により随意契約するもの。

平成25年7月17日

## 見積調書および見積録

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

3. 設計金額 ₩83,790,000

4. 請負代金額 ￥83,790,000— (うち消費税額 ￥3,990,000—)  
5. 請負業者名 株式会社植田建設  
6. 備考

# 建設工事請負契約書

印 紙

1. 工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
2. 工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
3. 工事期間	自 平成25年7月18日 至 平成25年12月20日		
4. 請負金額	(内消費税及び ¥83,790,000ー 地方消費税の額 ¥3,990,000ー )		
5. 契約保証金	金 8,379,000 円 担保	<input checked="" type="radio"/> 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) ・履行保証保険 ・随意契約の免除に該当 ・( )	
6. 支払条件	前払金 33,500,000円以内。	部分払	一一回、 および竣工払。
7. 解体工事に 要する費用等	当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。 尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。		

上記の工事について、発注者大東市（以下「発注者」という。）と、

受注者 株式会社植田建設

（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によつて請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年7月17日

発注者 住所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大阪府大東市

氏名 代表者 大東市長 東坂 浩一

(印)

受注者 住所 大阪府大東市大字龍間996番地

名称 株式会社植田建設

代表者 代表取締役 植田 直子

(印)

## 公共工事履行保証証券

〒574-0074  
大阪府大東市谷川一丁目1番1号

債

権  
者  
代表者  
大東市長  
東坂 浩一 様

保証契約日	平成 25年 7月 17日
証券番号	AJ33080947
履行保証期間	平成 25年 7月 18日から 5か月間
引渡(完了)予定期間	平成 25年 12月 20日まで 3日間
瑕疵保証期間	年 月 日から 年 月 日まで 5か月間
引渡(完了)予定期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで 3日間

住所	大阪府大東市大字龍門996番地		
債務者名	株式会社 植田建設 代表取締役 植田 直子		
主契約名 (工事名) および 契約の 概要	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
契約 履行 (工場 約)	平成 25年 7月 18日から 平成 25年 12月 20日まで		
瑕疵担保 期間	履行完了日から 年 月 日間		
契約締結 (予定)日	平成 25年 7月 17日		
契約書添付 特記事項	大東市赤井3丁目他地内		

平成25年7月17日

株式会社 植田建設 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

### 監督職員通知書

平成25年7月17日 付けをもって請負契約を締結した次の工事について、建設工事  
請負契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督職員を通知する。

記

工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

監督員 小川 直樹

## 現 場 代 理 人 届

平成 年 月 日

大東市長 東坂 浩一 様

請負者住所 大阪府大東市大字龍間996番地

株式会社 植田建設

氏 名 代表取締役 植田直子



下記の者を 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事 の  
現場代理人として現場に出勤し工事一切を処理させますから  
経歴書を添えてお届けします。

記

住所

氏名

受  
付  
印

課長	参事	代理	上席主査	主査	係員

## 監 理 技 術 者 届

平成 年 月 日

大東市長 東坂 浩一 様

請負者住所 大阪府大東市大字龍間996番地  
 株式会社 植田建設  
氏 名 代表取締役 植田直子

下記の者を 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事  
 の監理技術者として工事施工に関する技術上の管理をさせますから  
 経歴書を添えてお届けします。

記

住所

氏名

(印)

受  
付  
印

## 起案用紙

(供覧)

年 度	会 計	所 属 課	事 業	簿 冊 名	保 存 区 分								
2	5	0	1	0	2	0	4	5	0	4	0	5	永. ⑩ 5. 3. 1

起 案	平成 25 年 7 月 11 日	文 書 番 号	大 東 契 第 25035 号
決 裁	平成 25 年 7 月 12 日	発 信 者 名	
施 行 (発送)	平 成 年 月 日	あ て 先	

件 名

南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事に係る指名競争入札の結果について

市長 	副市長 		決裁区分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
総務 部長 総括次長  	課 長 	主幹 上席主査 	主文任書 
(合議) 部長	課 長	上席主査	起案者 筒井 亮次 (内線 2245 )

標記について、指名競争入札を実施した結果、有効な応札がなく入札不成立となつ

たので報告します。

記

1. 工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
2. 工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内

大 東 市

3. 入札執行日 平成25年7月11日(木)

4. 入札結果 別紙のとおり

5

10

15

20

平成25年7月11日

## 入札調書および入札録

1. 工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
2. 工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
3. 設計金額	¥83,790,000	4. 予定価格	¥83,790,000
5. 入札書比較価格	¥79,800,000		
6. 最低制限価格	¥61,839,750		
7. 入札書比較価格	¥58,895,000		

指名業者名	入札額	再入札額	備考
株式会社浅沼組 大阪本店	辞退		辞退
株式会社イチケン 関西支店	辞退		辞退
株式会社植田建設	無効		無効
大木建設株式会社 大阪支店	辞退		辞退
株式会社鍛冶田工務店	失格		失格
株式会社柄谷工務店 大阪支店	辞退		辞退
東海興業株式会社 大阪支店	辞退		辞退
株式会社松村組 大阪本店	辞退		辞退
村本建設株式会社 大阪支店	辞退		辞退
以下余白			

8. 落札金額	(うち消費税額 )
9. 落札業者名	
10. 入札執行者	筒井 亮次
11. 入札立会人	小川 直樹

平成25年7月11日

## 入札調書および入札録

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

3. 設計金額

4. 予定価格

5. 入札書比較価格

6. 調査基準価格

7. 入札書比較価格

指名業者名	入札額	再入札額	備考
株式会社淺沼組 大阪本店	事前辞退		
株式会社イチケン 関西支店	事前辞退		
株式会社植田建設	1,798,000円		入札書と内訳書の不一致
大木建設株式会社 大阪支店	辞退		
株式会社鍛治田工務店	朱格		不参加
株式会社柄谷工務店 大阪支店	事前辞退		
東海興業株式会社 大阪支店	事前辞退		
株式会社松村組 大阪本店	事前辞退		
村本建設株式会社 大阪支店	辞退		
以下余白			

8. 落札金額

9. 落札業者名

10. 入札執行者

筒井 亮次

11. 入札立会人

小川 直樹

## 予 定 價 格 書

番 号	25035
工事または業務名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
場 所	大東市 赤井3丁目 他地内
入 札 日	平成25年7月11日
設 計 金 額	¥83,790,000-
設計金額(税抜)	¥79,800,000-
予 定 價 格	¥83,790,000-
入札書比較価格	¥79,800,000-
最 低 制 限 價 格	¥61,839,750-
入札書比較価格	¥58,895,000-

# 入札書

	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金		4	7	9	8	0	0	0	0	0

工事名または

業務委託名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

指名競争入札通知書、入札心得及び契約書の各条項並びに設計書、仕様書、

図面及び現場の状況を承諾のうえ、上記の金額で入れいたします。

平成25年7月11日

住 所

大阪府大東市大字龍間996番地

株式会社 植田建設

氏 名 代表取締役 植田直子 印

代理人

大東市長 東坂 浩一様

## 価 格 内 訳 書

大東市長様

住 所

大阪府大東市大字龍田996番地

商号又は名称

株式会社 植田建設

代表取締役 植田直子

代表者職氏名

代理人

印

工事名	南郷中学校・入庫中学校給食配膳室整備 代工事	
直接工事費	67,830,000	円
共通仮設費	3,990,000	円
現場管理費	3,990,000	円
一般管理費	3,990,000	円
工事価格 (合計)	79,800,000	円

(注意)

- ・価格内訳書の不整合および入札書の金額と一致しない入札は、無効となります。
- ・入札(開札)後、直接工事費の費内訳の提出を求める場合があります。

# 入札書

金	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

概算を以て頂けます。

工事名または

業務委託名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

指名競争入札通知書、入札心得及び契約書の各条項並びに設計書、仕様書、

図面及び現場の状況を承諾のうえ、上記の金額で入札いたします。

平成25年7月11日

住 所

大阪市西区立売坂一丁目3番13号

大木建設株式会社大阪支店

執行役員  
支店長 田中裕彦

氏 名 上記代理人

大東市長 東坂 浩一 様

# 入札書

今回限り

金	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入	札	辞	退							

させていただきます。

工事名または

業務委託名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

指名競争入札通知書、入札心得及び契約書の各条項並びに設計書、仕様書、

図面及び現場の状況を承諾のうえ、上記の金額で入札いたします。

平成25年7月11日

住 所

大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号

村本建設株式会社 大阪支店

取締役常務執行役員  
支 店 長 北 啓 之

氏 名

代理人

大東市長 東坂 浩一 様

# 委任状

平成 25 年 7 月 11 日 ✓

大東市長 東坂 浩一 様 ✓

所 在 地 大阪府大東市大字龍間 996 番地

商号又は名称 株式会社 植田建設 ✓

代表者役職氏名 代表取締役 植田 直子



私は、[REDACTED] を代理人と定め下記工事（委託）に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1. 工事（委託）名称

南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事 ✓

2. 受任者使用印鑑



# 委任状

平成25年 7月11日 ✓

大東市長 東坂 浩一 様 ✓

所 在 地

大阪市西区立売堀一丁目3番13号

大木建設株式会社大阪支店

支店長 団中裕彦

商号又は名称

支行役員

代表者役職氏名



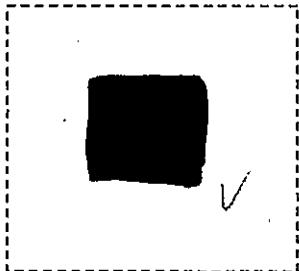
私は、\_\_\_\_\_✓を代理人と定め下記工事（委託）に係  
る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1. 工事（委託）名称

南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事 ✓

2. 受任者使用印鑑



# 委任状

平成25年 7月11日 ✓

大東市長 東坂 浩一 様 ✓

所 在 地

大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号 ✓

商号又は名称

村本建設株式会社 大阪支店 ✓

代表者役職氏名

取締役常務執行役員  
支店長 北 啓之



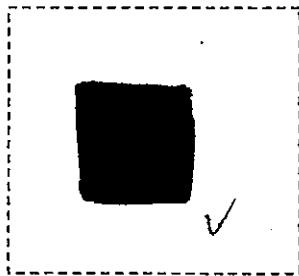
私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め下記工事（委託）に係る入札及び  
見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1. 工事（委託）名称

南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事 ✓

2. 受任者使用印鑑



平成25年6月27日

大東市長 東坂 浩一

(公印省略)

## 指名通知書

下記について指名競争に付するので参加されたく通知します。

### 記

工事名または委託名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
工事場所または委託場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
工事期間または委託期間	平成25年7月18日 から 平成25年12月20日 まで		
設計図書配布	郵送にて送付のため、同封しています。		
入札行	日 時	平成25年7月11日 AM 11時30分	
	場 所	厚生棟2階 B会議室	
入札方法	指名競争入札	入札回数	事前公表につき 1回
入札書の記載	消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること		
入札書	市指定の入札書を使用すること。		
入札保証金	免除		
制限価格	最低制限価格	有	
契約金	契約金額の100分の10以上 原則として履行ボンド、履行保証保険をもとめる。		
支払条件	前払金 有 (40%)	部分払 0 回および竣工払。	
委任状	代理人の場合は入札前に委任状(任意様式・A4サイズ)を提出すること		
留意事項	(1) 設計図書等は入札当日返却すること。 (2) 入札心得及び契約条項を熟読すること。 (3) 当入札物件の質問は文書またはFAXにかぎり、次のとおりとする。 ☆ 質問受付は、7月8日午前中必着分にかぎる。 ☆ 必ず自社名、FAX番号を記入すること。 FAX番号 072-870-9263 大東市役所総務部契約課宛 ※特記事項 ◎指名通知に同封している価格内訳書の提出を入札時に求めます。		

# 入札参加表

設計書、仕様書、契約書案、入札要綱並びに現場状況を熟覧のうえ、  
入札に参加することを証するため、署名押印いたします。

大木建設(株)大阪支店 	
村本建設 大阪支店 	
(株)植田建設 	

平成 25 年 7 月 12 日

大東市長 東坂 浩一 様

住 所 大阪市中央区伏見町3丁目2番6号

会社名 株式会社 錛治田工務店

代表者 代表取締役社長 錛治田 八彦 印



### 理 由 書

(工事名) 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

標記について、入札に参加できませんでした。

理由は、現場代理人を配置できなくなつたためです。 今後は、事前に辞退書を提出させていただきます。

様式第1号

入札辞退届

平成25年7月9日

大東市長様

所在地 大阪市天王寺区東高津町12番6号  
商号又は名称 株式会社浅沼組大阪本店  
代表者職氏名 常務執行役員  
本店長 上田 隆史



下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成25年7月11日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
入札辞退理由	都合によりご辞退させて頂きます。



入札辞退届

平成25年7月9日

大東市長様

所在地 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号(東洋紡ビルディング)  
商号又は名称 東海興業株式会社 大阪支店  
代表者職氏名 取締役 支店長 牧野幸吉



下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成25年 7月 11日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他 工事
入札辞退理由	4月2日に民事再生法を申し立てた為。また8月1日に他社に事業譲渡予定の為、入札参加を辞退させていただきます。



様式第1号

## 入札辞退届

平成25年7月5日

大東市長様

所在地 大阪市北区堂島2丁目1番27号  
商号又は名称 株式会社 柄谷工務店大阪支店  
代表者職氏名 支店長 長谷 和美

印



下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成 25年 7月 11日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
入札辞退理由	配置技術者が確保できないため



樣式第1号

入札辞退届

平成25年 7月5日

## 大東市長 様

所在地 大阪市中央区博労町三丁目2番8号  
商号又は名称 株式会社 イチケン 関西支店  
代表者職氏名 常務執行役員長 吉田 稔



下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成25年 7月11日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
入札辞退理由	当社の都合（積算業務および配置予定技術者）による。

樣式第 1 号

入札辭退届

平成25年7月5日

大東市長 様

所在地 大阪市北区天満1丁目3番21号  
商号又は名称 株式会社松村組大阪本店  
代表者職氏名 取締役執行役員  
岩本恭治 印

下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

## 起案用紙

(供覧)

年 度	会 計	所 属 課	事 業	簿 冊 名	保 存 区 分									
2	5	0	1	0	2	0	4	5	0	4	0	5	永. 10	5. 3. 1

起 案	平成 25 年 6 月 26 日	文 書 番 号	大 東 契 第 25035 号
決 裁	平成 25 年 6 月 26 日	発 信 者 名	
施 行 (発 送)	平成 25 年 6 月 27 日	あ て 先	

件 名

指名競争入札の執行について (伺い)

市長	副市長		決裁区分
			・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
総務 部長	総括次長	契約 課長	主文任書
			起案者 泉 慎祐 (内線 2242 )
(合議) 部長	課 長	上席主査	

標記について、地方自治法施行令第167条第1号の規定により、下記のとおり

指名競争入札を執行してよろしいか。

記

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

大 東 市

3. 設計図書送付日 平成25年 6月27日(木)

4. 入札日時 平成25年 7月11日(木) 午前11時30分

5. 入札場所 厚生棟2階 B会議室

6. 入札指名業者 別紙(案の1)のとおり

7. 指名通知書 別紙(案の2)のとおり

5

10

15

20

(案の1)

No. 25035

## 入札指名調書

(案の2)

平成25年6月27日

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

## 指名通知書

下記について指名競争に付するので参加されたく通知します。

### 記

工事名または委託名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
工事場所または委託場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
工事期間または委託期間	平成25年7月18日 から 平成25年12月20日 まで		
設計図書配布	郵送にて送付のため、同封しています。		
入札執行	日 時	平成25年7月11日 AM 11時30分	
	場 所	厚生棟2階 B会議室	
入札方法	指名競争入札	入札回数	事前公表につき1回
入札書の記載	消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること		
入札書	市指定の入札書を使用すること。		
入札保証金	免除		
制限価格	最低制限価格 有		
契約保証金	契約金額の100分の10以上 原則として履行ボンド、履行保証保険をもとめる。		
支払条件	前払金 有(40%) 部分払 0回および竣工払。		
委任状	代理人の場合は入札前に委任状(任意様式・A4サイズ)を提出すること。		
留意事項	(1) 設計図書等は入札当日返却すること。 (2) 入札心得及び契約条項を熟読すること。 (3) 当入札物件の質問は文書またはFAXにかぎり、次のとおりとする。 ☆ 質問受付は、7月8日午前中必着分にかぎる。 ☆ 必ず自社名、FAX番号を記入すること。 FAX番号 072-870-9263 大東市役所総務部契約課宛		

※特記事項 ②指名通知に同封している価格内訳書の提出を入札時に求めます。

## 別記様式(第4条関係)

## 入札一覧表

工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳室整備(建築・機械・電気等含む)</li> <li>・その他教室整備(建築・機械・電気等含む)</li> <li>・EV設置工事</li> <li>・外構整備工事</li> </ul>		
工事期間	平成25年7月18日 から 平成25年12月20日		
入札日	平成25年7月11日	設計図書郵送日	平成25年6月27日
予定価格	¥83,790,000 ( 税抜金額 ¥79,800,000 )		
最低制限価格	¥61,839,750 ( 税抜金額 ¥58,895,000 )		
契約方法	指名競争入札		
閲覧期間	平成25年6月28日	から	平成25年7月10日

## 表一覽對象業者入札競争名旨

番号：25035 種類：建築一式工事  
工事名：南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備工事  
工事場所：太東市赤井3丁目 他地内

No.	受付No.	業者名	住所	FAX	契約金額	指名回数	契約回数	技術者数	評点	ランク
		代表者役職	代表者名	TEL						
4	14703	株式会社植田建設 代表取締役	植田 直子	5740012 大阪府大東市大字龍間996番地 072-869-0624	0	10	0	27	0	
7	10577	村本建設株式会社 大阪支店 取締役常務執行役員支店長	北 駿之	5430002 大阪府大阪市天王寺区上汐4丁目5番26号 06-6772-8025	0	5	0	689	0	
11	10073	株式会社鍛治田工務店 代表取締役社長	鍛治田 八彦	5410044 大阪府大阪市中央区伏見町3丁目2番6号 06-6772-8059 06-4707-1351	0	1	0	491	0	
12	10234	株式会社浅沼組 大阪本店 常務執行役員本店長	上田 隆史	5438688 大阪府大阪市天王寺区東高津町12番6号 06-6768-5222	0	1	0	133	0	
13	10177	東海興業株式会社 大阪支店 取締役支店長	牧野 幸吉	5300004 大阪府大阪市北区堂島浜2丁目2番8号 東洋 坊ビルヂング 06-6763-6330 06-6348-5645	0	1	0	1422	0	
14	10373	大木建設株式会社 大阪支店 執行役員支店長	田中 裕彦	5500012 大阪府大阪市西区立売堀1丁目3番13号 第 三富士ビル5F 06-6344-2858 06-6532-6021	0	1	0	1321	0	
15	16597	株式会社イチケン 關西支店 常務執行役員支店長	矢野 修資	5410059 大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号 本 町岩田東急ビル 06-6332-6026 06-6253-6202	0	1	0	1347	0	
16	10215	株式会社松村組 大阪本店 執行役員本店長	村田 徹	5300043 大阪府大阪市北区天満1丁目3番21号 06-6354-8808	0	1	0	1626	0	
17	14374	株式会社柄谷工務店 大阪支店 支店長	長谷 和美	5300003 大阪府大阪市北区堂島2丁目1番27号 06-6341-1905 06-6353-2064 06-6341-7691	0	1	0	1327	0	

# FAX送付票

平成25年6月25日

株式会社 植田建設 御 中



大東市役所  
総務部 契約課  
(担当者: 泉 )

〒574-8555  
大東市谷川一丁目1番1号  
ダイヤルイン 072-870-0417  
FAX 072-870-9263

下記のとおり送付いたします。

## 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

上記の案件につきまして、入札指名業者辞退による、参加者

不足のため入札を中止します。

正式文書については、後日郵送にて送付いたします。

指名通知書、設計図書等については、返却の必要はありません。

なお、本工事についての今後の予定は未定です。

枚 数: \_\_\_\_\_ 1 枚(本送付書含まず)

大東契第25035号  
平成25年6月25日

株式会社 植田建設 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

( 指名競争入札の中止について (通知)

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

( 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

# FAX送付票

平成25年6月25日

株式会社 オオヨドコーポレーション 御 中



大東市役所  
総務部 契約課  
(担当者: 泉 )

〒574-8555  
大東市谷川一丁目1番1号  
ダイヤルイン 072-870-0417  
FAX 072-870-9263

下記のとおり送付いたします。

## 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

上記の案件につきまして、入札指名業者辞退による、参加者

不足のため入札を中止します。

正式文書については、後日郵送にて送付いたします。

指名通知書、設計図書等については、返却の必要はありません。

なお、本工事についての今後の予定は未定です。

枚 数: \_\_\_\_\_ 1 枚(本送付書含まず)

大東契第25035号  
平成25年6月25日

株式会社 オオトヨーポレーション 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

指名競争入札の中止について（通知）

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

# FAX送付票

平成25年6月25日

株式会社 中塚工務所 大東支店 御 中



大東市役所  
総務部 契約課  
(担当者: 泉 )

〒574-8555  
大東市谷川一丁目1番1号  
ダイヤルイン 072-870-0417  
FAX 072-870-9263

下記のとおり送付いたします。

## 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

上記の案件につきまして、入札指名業者辞退による、参加者

不足のため入札を中止します。

正式文書については、後日郵送にて送付いたします。

指名通知書、設計図書等については、返却の必要はありません。

なお、本工事についての今後の予定は未定です。

枚 数: 1 枚(本送付書含まず)

大東契第25035号  
平成25年6月25日

株式会社 中塚工務所 大東支店 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

指名競争入札の中止について（通知）

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

# FAX送付票

平成25年6月25日

株式会社 新田工務店 御 中



大東市役所  
総務部 契約課  
(担当者: 泉 )

〒574-8555  
大東市谷川一丁目1番1号  
ダイヤルイン 072-870-0417  
FAX 072-870-9263

下記のとおり送付いたします。

## 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

上記の案件につきまして、入札指名業者辞退による、参加者

不足のため入札を中止します。

正式文書については、後日郵送にて送付いたします。

指名通知書、設計図書等については、返却の必要はありません。

なお、本工事についての今後の予定は未定です。

枚 数: \_\_\_\_\_ 1 枚(本送付書含まず)

大東契第25035号  
平成25年6月25日

株式会社 新田工務店 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

指名競争入札の中止について（通知）

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

# FAX送付票

平成25年6月25日

村本建設 株式会社 大阪支店 御 中



大東市役所  
総務部 契約課  
(担当者: 泉)

〒574-8555  
大東市谷川一丁目1番1号  
ダイヤルイン 072-870-0417  
FAX 072-870-9263

下記のとおり送付いたします。

## 記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

上記の案件につきまして、入札指名業者辞退による、参加者

不足のため入札を中止します。

正式文書については、後日郵送にて送付いたします。

指名通知書、設計図書等については、返却の必要はありません。

なお、本工事についての今後の予定は未定です。

枚 数: \_\_\_\_\_ 1 枚(本送付書含まず)

大東契第25035号  
平成25年6月25日

村本建設 株式会社 大阪支店 様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

指名競争入札の中止について（通知）

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

## 起案用紙

(供覧)

年 度	会 計	所 属 課	事 業	簿 冊 名	保 存 区 分
25	01	0204	50405	永.	10 5. 3. 1

起 案	平成 25 年 6 月 25	文 書 番 号	大 東  第 25035 号
決 裁	平成 25 年 6 月 25 日	発 信 者 名	
施 行 (発送)	平 成 年 月 日	あ て 先	

件 名

指名競争入札の中止について (伺い)

市長 	副 市 長 		決 裁 区 分 ・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
総務 部長 総括次長 	契 約 課 長 	上 席 主 査 	起 案 者 泉 慎祐 (内線 2242 ) 
(合議) 部長	課 長	上 席 主 査	

標記について、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱(平成6年

要綱第9号)第8条の規定に準じ、下記のとおり指名競争入札を中止してよろしいか。

記

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

3. 入札(開札)日時 平成25年6月26日(木)午前11時30分

4. 中止理由 大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

5 第8条の規定に準じ、入札参加者が3者に満たないため。

(5者残っていましたが、取り扱いで確定して3者となりました。)

10

15

20

大東契第25035号  
平成25年6月25日

様

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

指名競争入札の中止について（通知）

標記の件について、平成25年6月26日実施予定の下記の工事について、  
大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定に準じ、  
入札参加申請者が3者に満たないため、本入札は中止いたします。

記

工事名 : 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

以上

平成25年6月26日

## 入札調書および入札録

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

3. 設計金額

4. 予定価格

5. 入札書比較価格

6. 調査基準価格

7. 入札書比較価格

指名業者名	入札額	再入札額	備考
株式会社植田建設			
株式会社オオヨドコーポレーション			
共立建設株式会社 関西支店	事前辞退		
株式会社熊谷組 関西支店	事前辞退		
株式会社塩浜工業 大阪支店	事前辞退		
富田建設株式会社			別件 落札の為
株式会社中塚工務所 大東支店			
株式会社新田工務店			
前田建設工業株式会社 関西支店	事前辞退		
村本建設株式会社 大阪支店			
以下余白			

8. 落札金額

9. 落札業者名

10. 入札執行者

11. 入札立会人

## 予 定 價 格 書

番 号	25035
工事または業務名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
場 所	大東市 赤井3丁目 他地内
入 札 日	平成25年6月26日
設 計 金 額	¥83,790,000-
設計金額(税抜)	¥79,800,000-
予 定 價 格	¥83,790,000-
入札書比較価格	¥79,800,000-
最 低 制 限 價 格	¥61,839,750-
入札書比較価格	¥58,895,000-

NO. 25035

## 最 低 制 限 價 格 算 出 表

番 号	25035	
工事及び業務名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事	
予 定 價 格	¥83,790,000 (税込)	¥79,800,000 (税抜)

## 価格内訳

直接工事費	¥59,004,500	✓
共通仮設費	¥2,968,509	✓
現場管理費	¥10,636,907	✓
一般管理費	¥7,235,195	✓
合計	¥79,845,111	✓

率を掛けて1,000円未満切捨て

直接工事費 × 0.80	¥47,203,000	①
共通仮設費 × 0.70	¥2,077,000	②
現場管理費 × 0.70	¥7,445,000	③
一般管理費 × 0.30	¥2,170,000	④

## 最低制限価格

## 入札書比較価格

73.80%

最低制限 価 格	¥61,839,750	¥58,895,000
----------	-------------	-------------

(税込) (①+②+③+④) の合計 (税抜)

上限値 90/100	¥75,411,000	¥71,820,000
下限値 70/100 (確認用)	¥58,653,000 (税込)	¥55,860,000 (税抜)

様式第1号

入札辞退届

平成 年 月 日

大東市長様

所在地 大阪市西区靱本町1丁目11番7号  
商号又は名称 株式会社 熊谷組関西支店  
代表者職氏名 常務執行役員  
支店長 小川嘉明



下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

様式第1号

入札辞退届

平成25年6月11日

大東市長様

所在地 大阪市中央区久太郎町二丁目5番30号  
商号又は名称 前田建設工業株式会社関西支店  
代表者職氏名 総務課執行役員 前田操治

下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成25年6月26日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
入札辞退理由	技術者の配置が困難な為辞退いたします



様式第1号

入札辞退届

平成25年6月21日

大東市長様

所在地 大阪市中央区博労町2-1-13  
商号又は名称 共立建設株式会社関西支店  
代表者職氏名 取締役支店長 増田 健児

印

下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。

入札日	平成25年6月26日
工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事
入札辞退理由	当該工事に配置すべき技術者の確保が困難であるため。



樣式第 1 号

入札辭退届

平成 25 年 6 月 26 日

大東市長 様

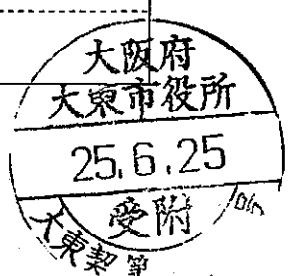
所在地 大阪市淀川区西宮原2丁目7番38号

商号又は名称 株式会社 塩浜工業

代表者職氏名 支店長 森山 力

印

下記の工事に係る入札につきまして、下記理由により入札参加を辞退します。



6/6 11:30 ~ (4)

## 起案用紙

(供覧)

年 度	会 計	所 属 課	事 業	簿 冊 名	保 存 区 分
2 5 0	1 0 2 0	4	5 0	4 0 5	永. (10) 5. 3. 1

起 案	平成 25 年 5 月 24 日	文 書 番 号	大 東 契 第 25035 号
決 裁	平成 25 年 5 月 24 日	発 信 者 名	
施 行 (発送)	平成 25 年 6 月 26 日	あ て 先	

件 名

指名競争入札の執行について (伺い)

市長	副市長		決裁区分	・市長・副市長 ・部長・課長・上席主査
			主文任書	
総務 部長	総括次長	契約 課長	上席主査	起案者 泉 慎祐 (内線 2242 )

(合議) 部長	課長	上席主査	
------------	----	------	--

標記について、地方自治法施行令第167条第1号の規定により、下記のとおり

指名競争入札を執行してよろしいか。

記

1. 工事名 南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事

2. 工事場所 大東市 赤井3丁目 他地内

大 東 市

3. 設計図書送付日 平成25年 6月 4日(火)

4. 入札日時 平成25年 6月 26日(水) 午前11時30分

5. 入札場所 厚生棟2階 B会議室

6. 入札指名業者 別紙(案の1)のとおり

7. 指名通知書 別紙(案の2)のとおり

5

10

15

20

(案の1)

No. 25035

## 入札指名調書

番号	25035		
工事または業務名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
指名業者	住所	TEL	備考
株式会社植田建設	大阪府大東市大字龍間996番地	072-869-0624	
株式会社オオヨドコーポレーション	大阪府大東市浜町8番22号	072-872-1861	
共立建設株式会社 関西支店	大阪府大阪市中央区博労町2丁目1番13号	06-6260-1856	
株式会社熊谷組 関西支店	大阪府大阪市西区鞠本町1丁目1番7号	06-6225-2455	
株式会社塩浜工業 大阪支店	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目7番38号 新大阪西浦ビル2階	06-6350-2608	
富田建設株式会社	大阪府大東市大野1丁目4番4号	072-872-1348	
株式会社中塚工務所 大東支店	大阪府大東市新田中町4番10号	072-874-1955	
株式会社新田工務店	大阪府大東市諸福5丁目14番2号	072-874-9459	
前田建設工業株式会社 関西支店	大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目5番30号	06-6243-2415	
村本建設株式会社 大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場2丁目4番8号	06-6262-8025	
以下余白			

(案の2)

平成25年6月4日

大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

## 指名通知書

下記について指名競争に付するので参加されたく通知します。

### 記

工事名または委託名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事 ✓		
工事場所または委託場所	大東市 赤井3丁目 他地内 ✓		
工事期間または委託期間	平成25年7月2日 から 平成25年12月20日 まで		
設計図書配布	郵送にて送付のため、同封しています。		
入札実行	日 時	平成25年6月26日 AM 11時30分	
	場 所	厚生棟2階 B会議室	
入札方法	指名競争入札	入札回数	事前公表につき 1回
入札書の記載	消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること✓		
入 札 書	市指定の入札書を使用すること。		
入札保証金	免除 ✓		
制限価格	最低制限価格 有 ✓		
契約保証金	契約金額の100分の10以上 ✓ 原則として履行ボンド、履行保証保険をもとめる。		
支払条件	前払金 有 (40%) ✓ 部分払 0回および竣工払。		
委任状	代理人の場合は入札前に委任状(任意様式・A4サイズ)を提出すること。		
留意事項	(1) 設計図書等は入札当日返却すること。 (2) 入札心得及び契約条項を熟読すること。 (3) 当入札物件の質問は文書またはFAXにかぎり、次のとおりとする。 ☆ 質問受付は、6月18日午前中必着分にかぎる。 ☆ 必ず自社名、FAX番号を記入すること。 FAX番号 072-870-9263 大東市役所総務部契約課宛		

※特記事項：本入札において落札した者（落札保留を含む）は、  
同日の以降の入札に参加できないものとする。

※特記事項：指名通知に同封している価格内訳書の提出を入札時に求めます。

## 別記様式(第4条関係)

## 入札一覧表

工事名	南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事		
工事場所	大東市 赤井3丁目 他地内		
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳室整備(建築・機械・電気等含む)</li> <li>・その他教室整備(建築・機械・電気等含む)</li> <li>・EV設置工事</li> <li>・外構整備工事</li> </ul>		
工事期間	平成25年7月2日 から 平成25年12月20日		
入札日	平成25年6月26日	設計図書郵送日	平成25年6月4日
予定価格	¥83,790,000 ( 税抜金額 ¥79,800,000 )		
最低制限価格	¥61,839,750 ( 税抜金額 ¥58,895,000 )		
契約方法	指名競争入札		
閲覧期間	平成25年6月5日	から	平成25年6月25日

## 、旨名競争入札対象業者一覧表

号 : 25035

事工：南鄉中學校，大東中學校，給食配膳室整備他

工事名：南郷中学校・大東中学校給食場所：太東市赤井3丁目  
工事名：南郷中学校・大東中学校給食場所：太東市赤井3丁目

部長	参考事	次長	課長	課長補佐	上席主幹	員
○	○	○	○	○	○	○

大東教委学第 339 号  
平成 25 年 5 月 16 日

総務部長様

教育委員会事務局学校教育部長

南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事に係る  
施工業者の決定について（依頼）

8.379

標記について、別添設計図書のとおり工事施行の決裁がありました。  
つきましては、当該工事に係る施工業者の決定を依頼します。

角入札

配布	6月 27日(木)
入札	7月 11日(木) ④・P 11時30分 厚生棟 A・B・C( )
質問	7月 8日(月) 9時~12時 契約課
回答	7月 9日(火) 13時~17時
契約	25年 7月 17日
工期	25年 7月 18日~26年 12月 20日



参加者不足

配布	6月 4日(火)
入札	6月 26日(木) ④・P 11時30分 厚生棟 A・B・C( )
質問	6月 18日(火) 9時~12時 契約課
回答	6月 19日(木) 13時~17時
契約	25年 7月 1日
工期	25年 7月 1日~26年 1月 20日

担当課 学校管理課  
担当者 小川 直樹  
内線 75172